

長崎県事業継続支援給付金 申請要領

- ・令和3年4月24日時点で、長崎市以外の長崎県内に所在又は居住する法人又は個人事業者が対象です
（長崎市内に所在又は居住する法人又は個人の方は、長崎市事業の「長崎市中小事業者等一時支援金（第2期）」をご覧ください）
- ・令和3年4月～6月の事業者の全事業における月間事業収入が、対2020年又は2019年同月比で50%以上減少している県内中小事業者が対象です
- ・店舗数にかかわらず、1事業者あたり1回限りの申請となります
- ・長崎市の営業時間短縮要請協力金（令和3年度第1期～第3期）の対象となる飲食店等は申請できません

【申請先】

〒850-8691

長崎中央郵便局 私書箱31号

長崎県事業継続支援給付金申請受付センター 宛

簡易書留やレターパックなど、郵便物が追跡できる方法でお願いします

【お問い合わせ】

長崎県事業継続支援給付金コールセンター
電話番号：050-8881-8751

・令和3年6月24日(木)～令和3年9月3日(金)まで

・午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く）

長崎県事業継続支援給付金申請要領

(長崎県 産業政策課)

ア. 給付金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎市内の飲食店や遊興施設にお願いした営業時間短縮要請等により影響を受けて、事業収入が減少した県内中小事業者に対し、長崎県事業継続支援給付金を給付します。

2. 給付額

1事業者あたり最大20万円(事業収入減少額を上限)を給付します。

イ. 申請要件

給付金の申請をできる者は、次の1～4全ての要件を満たす中小事業者です。

1. 下記のいずれかに該当し、令和3年4月～6月のいずれかの月間事業収入(申請者が営む事業の全事業収入)が対2020年(又は対2019年)の同月比で50%以上減少していること

令和3年4月28日から6月7日の間、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午後7時まで)とした県の営業時間短縮要請に協力した長崎市内の飲食店・遊興施設と直接・間接の取引があること

令和3年4月25日から6月7日の間、長崎市内における外出自粛要請(長崎市との往来自粛)により直接的な影響を受けたこと

長崎市内に店舗等を有する運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、遊興施設(食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている店舗を除く)、物品販売業を営む店舗(1 2)、サービス業を営む店舗(1 2)であって、令和3年5月7日から6月7日の間、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午後7時まで)とし、イベントを開催する場合の人数上限を5,000人又は収容率50%とする県の営業時間短縮要請に協力したこと

1 1,000 m²超

2 生活必需品のものを除く

2. 令和3年4月24日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業主の場合は住民票上の住所が、長崎市以外の長崎県内にあること

3. 長崎市営業時間短縮要請協力金(令和3年度・第1期から第3期までいずれも)、及び県の事業継続にかかる支援金のいずれも受給していない(しない)こと

4. 令和3年3月31日以前から、事業を営んでいること

ウ.申請手続き等

1. 給付金の申請受付期間

令和3年6月28日(月)から令和3年8月31日(火)まで 消印有効

2. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

また、提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類及び添付書類】

長崎県事業継続支援給付金申請書(様式第1号)

誓約書兼同意書(様式第2号)

2020年の確定申告書の控えの写し

事業収入を2019年分と比較する場合は2019年の確定申告書の控えの写し

2020年又は2019年の月間事業収入が確認できる書類(下記参照)

法人:法人事業概況説明書の写し

個人:所得税青色申告決算書又は事業収入が確認できる帳簿等の写し

2020年又は2019年いずれかのみと比較する場合はその年度、両方の年度と比較する場合は両方の年度の書類が必要です

2021年4月～6月の月間事業収入が確認できる帳簿等の写し

営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類

振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し

運転免許証など、本人を確認できるものの写し 個人事業主の場合のみ

チェック後の申請書類チェックシート

3. 給付金の申請に必要な書類の入手方法

次の方法(場所)で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- 県ホームページ
- 長崎県産業政策課(本庁5F)、県振興局、県内各市町(長崎市を除く)、諫早商工会議所、諫早市商工会、西海市商工会、西そのぎ商工会、中小企業団体中央会の窓口

4. 申請方法

以下に示す申請先あてに郵送してください。なお、郵送の場合は、「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法をお願いします。

【申請先】 〒850-8691 長崎中央郵便局 私書箱 31号

長崎県事業継続支援給付金申請受付センター 宛

5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、給付金を支給する旨の決定をしたときは、給付金を支払うことで通知に代えます。

審査の結果、申請額と給付額が異なる場合があります。

審査の結果、給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関する通知を送付します。

エ. その他留意事項等

1. 「申請書類チェックシート(全2ページ)」をよく確認し、記入・添付の上申請して下さい。
2. 新規開業者(2019.1.1 から 2021.3.31 までの開業者)の注意点は下記の通りです。

【添付書類について】

チェックリスト「2020年(または2019年)同月の月間事業収入が確認できる書類」は、「開業年の年間事業収入が確認できる書類」と読み替えて提出すること

設立(開業)日が2019年1月から2021年3月までであることを証明する書類(履歴事項全部証明書、個人事業の開業・廃業届出書など)を追加で提出すること

【給付金申請額の計算について】

2019年1月1日～2020年12月31日までに開業した事業者

「開業した年の年間事業収入 ÷ 開業した年の設立後月数(1)」

「2021年4月～6月いずれかの月の月間事業収入」

1: 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1か月とみなす

2021年1月1日～2021年3月31日までに開業した事業者

「2021年1～3月の事業収入合計 ÷ 開業した月から2021年3月までの月数(2)」

「2021年4月～6月いずれかの月の月間事業収入」

2: 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1か月とみなす

3. 給付金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、給付金の支給決定を取消し、給付金を全額返還いただくとともに、給付金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金の納付を求めることがあります。
4. 申請内容に不正があった場合には、給付金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。
5. 申請者と給付金受給口座名義人が一致しない場合、委任状(任意様式)を提出して下さい。

【お問い合わせ】

長崎県事業継続支援給付金コールセンター 050-8881-8751

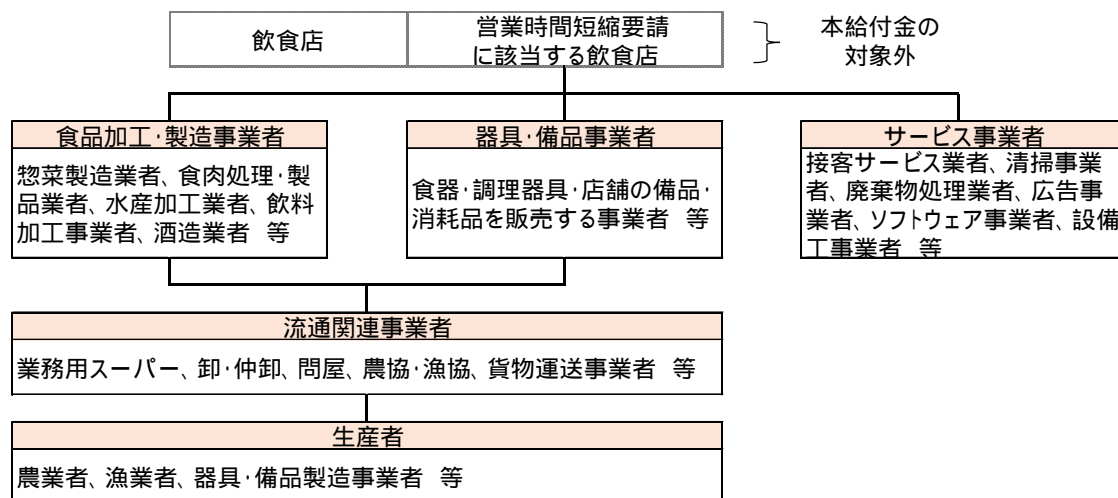
開設時間 令和3年6月24日(木)～令和3年9月3日(金)の9時00分～17時00分

(土日祝日を除く)

【参考】想定される対象事業者の例

県の営業時間短縮要請に応じた飲食店・遊興施設と直接・間接の取引があること

< 該当する事業者の例 >



長崎市における不要不急の外出自粛要請による直接的な影響を受けたこと

< 該当する事業者の例 >

| | |
|--|---|
| 飲食事業者 昼間のみ営業しているなど、営業時間短縮要請を受けていない飲食店 | |
| 旅行関連事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊事業者：ホテル、旅館、簡易宿所、下宿 等 ・旅客運送事業者：タクシー、バス 等 ・自動車賃貸業 ・旅行代理店事業者 ・文化・娯楽サービス事業者：博物館、動物園、水族館、公園、公衆浴場、興業場 等 ・小売事業者：土産物店 等 |
| その他事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化・娯楽サービス事業者 映画館、カラオケ、スポーツ施設（フィットネスクラブ、ボウリング場、ゴルフ場等）、遊戯場（ゲームセンター、パチンコ等） 等 ・小売事業者 スーパー、コンビニエンスストア、飲食料品販売店、酒屋、菓子・パン等販売店、雑貨店、金物店、文房具店、本屋、電気製品販売店、自動車販売店、衣服・靴・履物等販売店、アパレルショップ、花屋、ドラッグストア、ホームセンター、ガソリンスタンド 等 ・対人サービス事業者 病院・診療所、旅行代理店、イベント事業者、理容店、美容室、クリーニング店、写真屋、自動車整備業、機械等修理業、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、冠婚葬祭業（結婚式場等）、運転代行業、保険・保険サービス業、公認会計士事務所、法律事務所、行政書士事務所、警備業、通所サービス、在宅サービス、保育所、学習塾、音楽・書道・そろばん教室等、家事代行サービス、職業紹介業、労働者派遣業 等 |

長崎市内において、営業時間の短縮や、イベントを開催する場合の人数上限を5,000人又は収容率50%とする要請に協力したこと

< 該当する事業者の例 >

| | |
|--|--|
| 下記の対象施設を運営している事業者 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館または演芸場 ・集会場または公会堂、展示場 ・博物館、美術館または図書館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ・遊興施設（食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている店舗を除く） ・物品販売業を営む店舗（1,000㎡超） 生活必需のものを除く ・サービス業を営む店舗（1,000㎡超） 生活必需のものを除く |

長崎県事業継続支援給付金申請書

| |
|----------|
| 令和 年 月 日 |
|----------|

(あて先)長崎県知事 中村 法道

次のとおり長崎県事業継続支援給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者

| | | | |
|----------------------|-------|------|---|
| 本社所在地(個人事業主は住民票上の住所) | 〒 | | |
| R3.4.24時点の所在地・住所 | | | |
| 法人名(屋号) | | | |
| 代表者 職・氏名 | | | |
| 対象事業所(店舗)の住所 | | | |
| 電話番号・担当者名 | () - | | |
| 業 種 | | | |
| 資本金 | 円 | 従業員数 | 人 |

1 振込先 振込口座通帳の見開き1ページ目の写しを添付してください。

下の口座については、当社(私)が使用する口座に間違いありません。

| | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 | | | | | | | |
| 支店名等 | | | | | | | |
| 預金種別 | 1.普通 2.当座 (該当する方を で囲んでください) | | | | | | |
| 口座番号 | (右づめで記入) | | | | | | |
| 口座名義人 カタカナで記入して下さい | | | | | | | |

(注1) ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、店番、預金種目及び口座番号をご記入ください。

(注2) 旧十八銀行、旧親和銀行の通帳は十八親和銀行の通帳へ切り替えのうえご記入ください。

2 売上高比較表

2021年4月～6月の月間事業収入が対2020年又は2019年同月比で50%以上減少していること。

4～6月のうち、任意の2か月を選択し記入。 が50%未満の場合、その月の申請額は0円

| 2021年月間 事業収入 | 対象年月間事業収入 | | | 増減額 (-) | 減少率 / × 100 小数点以下 四捨五入 | 給付金申請額 (か10万円の小さい方) が50%未満=0円 |
|----------------------|-----------|---|--------|--------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| | 年 | 月 | 月間事業収入 | | | |
| 円 | | | 円 | 円 | % | A: 円 |
| 円 | | | 円 | 円 | % | B: 円 |
| 給付申請額【A+B（千円未満切り捨て）】 | | | | | | _____,000円 千円未満切り捨て |

3 該当要件申告

下記の給付要件のうち、該当するものにチェックをしてください。また、チェックした要件に当てはまることわかる具体的内容を記載してください。

複数要件に該当する場合でも、チェックは1つで構いません。

チェックした要件の証明となる資料について、別途申請書に添付して下さい。

| | |
|--|---------------|
| <p>(ア)営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類提供は午後7時まで)とした県の営業時間短縮要請に協力した長崎市内の飲食店・遊興施設と直接・間接の取引がある</p> | |
| <p>(取引先の業種・名称)</p> | <p>(取引状況)</p> |
| <p>(イ)長崎市内における外出自粛要請(長崎市との往来自粛)により直接的な影響を受けた</p> | |
| <p>(具体的内容)</p> | |
| <p>(ウ)営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類提供は午後7時まで)とし、イベントを開催する場合の人数上限を5,000人又は収容率50%とする営業時間短縮要請に協力した</p> | |
| <p>(具体的内容)</p> | |

誓約書兼同意書

令和 年 月 日

(あて先)長崎県知事 中村 法道

長崎県事業継続支援給付金の支給を申請するにあたり、以下の全ての事項について誓約及び同意します。(法人は登記された代表印、個人事業主の代表者欄は「自署」又は「記入・押印」申請書と同じ印)

| | | |
|-----|----------------------|---|
| 申請者 | 本社所在地(個人事業主は住民票上の住所) | |
| | ふりがな 法人名(屋号) | |
| | ふりがな 代表者職・氏名 | 印 |

1. 感染拡大の防止に向けて、業種別ガイドラインを遵守しています。
2. 今後も、事業を継続する意思があります。
3. 令和3年4月28日から令和3年6月7日までの営業時間短縮要請にかかる協力金(第1期～第3期いずれも)及び県による他の事業継続にかかる支援金のいずれも受給していません(しません)。
4. 申請要件を全て満たしています。
5. 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、本給付金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
6. 長崎県及び長崎県の委任した者が行う、税滞納の調査、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に同意・協力します。
7. 申請に不正があった場合には、本給付金の支給を受けた事業者名、事業所名などの情報が公表されることに同意します。
8. 申請する事業の営業に必要な許可等をすべて有しています。
9. 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等の審査をするため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本給付金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
10. 次のいずれにも該当していません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの
11. 事業の実施に当たり上記(1)から(3)までに掲げる者(以下「暴力団等」という。)と契約を締結しません。
12. 暴力団等をこの事業に一切関与させません。

長崎県事業継続支援給付金 申請書類チェックシート

本チェックシートも記入の上申請書に添付して下さい。

| 書類の種類 | チェック欄 |
|--|-------|
| 長崎県事業継続支援給付金申請書(様式第1号) | |
| 誓約書兼同意書(様式第2号) | |
| 2020年の確定申告書の控えの写し(法人:別表一、個人事業主:第一表) 收受日付印が押印されていること 確定申告義務がない方は、住民税申告書類の控えの写し(收受日付印が押印されていること) e-Taxによる申告の場合は、受信通知等の受付日時が確認できる書類の添付、もしくは確定申告書に受付日時等が印字されているもの。いずれも存在しない場合、法人は税理士の署名がなされた確定申告書類、個人事業主は税務署が発行する「2020年分の納税証明書(その2)」を併せて提出いただく必要があります。 | |
| 【事業収入を2019年と比較する場合】 收受日付印の取扱等は と同様 に加え、2019年の確定申告書の控えの写し(法人:別表一、個人事業主:第一表) | |
| に記載した2020年(または2019年)同月の月間事業収入が確認できる以下の書類 | - |
| 【法人】法人事業概況説明書の写し(1,2枚目) | |
| 【個人事業主】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 所得税青色申告決算書で月別の事業収入が確認可能 所得税青色申告決算書の写し(1,2ページ) ■ 所得税青色申告決算書に月別の事業収入の記載無し、または、白色申告を行っている 事業収入が確認できる帳簿(売上台帳等)の写し | |
| に記載した2021年4月～6月の月間事業収入が確認できる帳簿(売上台帳等)の写し | |
| 営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類(下記の(ア)～(ウ)いずれか) | - |
| (ア)県の営業時間短縮要請に協力した長崎市内の飲食店等と直接・間接の取引がある場合 (直接的影響) 両方 <ul style="list-style-type: none"> ■ 反復継続した取引を示す収入金額を記載した帳簿や納品書の写し ■ 取引内容が分かる通帳の写し (間接的影響) <ul style="list-style-type: none"> ■ 上記2つに加えて、要請に協力した飲食店等に取引が繋がっていることを証する書類 | |
| (イ)長崎市内における外出自粛要請(長崎市との往来自粛)により直接的な影響を受けた場合 <ul style="list-style-type: none"> ■ 店舗の写真、許認可証、商品・サービス一覧表など、対面・顧客向けの事業を営んでいることがわかる書類 ■ 顧客データ又は自らが調査した顧客調査(下記)の結果など、顧客の所在地が50%以上長崎市であることを証明する書類 (顧客調査)ある1週間における全顧客の所在市町を確認し、その顧客の所在地の50%以上が長崎市であることを確認する調査 | (両方) |
| (ウ)営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類提供は午後7時まで)とし、イベントを開催する場合の人数上限を5,000人又は収容率50%とする営業時間短縮要請に協力した場合 <ul style="list-style-type: none"> ■ 営業時間短縮要請に協力したことを証明する写真、HPの写し、SNSの写し等 | |
| 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し | |
| 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し 住所、氏名、生年月日が確認できる公的証明書類の写し 例)運転免許証(両面) など | |
| 本チェックシート | - |

裏面あり

申請書を提出する前に、下記をチェックして下さい。

1. 申請書(様式第1号)について

| | |
|--|--|
| 本社所在地(又は住民票上の住所)欄に、店舗の住所を記載していないか | |
| 令和3年4月24日時点の所在地・住所は、長崎市以外の県内市町か | |
| 「代表者 職・氏名」欄に、職名は記載したか (個人事業主で職名がない場合、「代表」と記載) | |
| 「代表者職・氏名」欄は、法人は登記された代表印を押印、個人は「記入・押印」又は「自署」しているか。 | |
| 法人の場合、資本金・従業員数は記載しているか | |
| 十八親和銀行の場合、統合後の支店名を記載しているか | |
| 口座名義人は、通帳と同じものをカナ書きしているか | |
| 2021年月間事業収入欄の額は、添付する帳簿等と一致しているか | |
| 対象年月間事業収入欄の額は、添付する帳簿等と一致しているか | |
| 増減額欄の計算は正しいか(対象年月間事業収入から2021年月間事業収入を引く)、減少率の計算は正しいか(小数点以下四捨五入) | |
| 減少率は50%以上となっているか。(50%未満の場合、申請額は0円) | |
| 給付金申請額は、AとBを合計した後、千円未満切り捨てとなっているか | |
| 該当要件申告欄に記載した取引先の名称や取引状況は、添付した証明書類から確認できるか(該当要件によっては、添付不要な場合あり) | |

2. 添付書類

| | |
|--|--|
| 誓約書兼同意書(様式第2号)は、法人の場合代表印(申請書と同じ印)、個人事業主の場合、「記名・押印」又は「職・氏名欄を自署」しているか | |
| 確定申告書の控えには、収受日付が押印されているか | |
| 申請書の対象年月間事業収入欄に記載した「年・月」の収入額が分かるものを添付しているか(申請書記載の年・月と添付書類の年・月は一致するか) | |
| 反復継続した取引を示す帳簿書類は、「帳簿等」と「通帳」、両方の写しがあるか(該当要件によっては、添付不要な場合あり) | |
| 長崎市内における外出自粛要請による直接的な影響を受けていることにより申請する場合、「店舗の写真等」と「顧客データ等」両方を添付しているか | |
| 個人事業主の本人確認書類は、現在の住所の記載はあるか | |

チェックしたこのページは申請書に添付してください